

今月の内容

- ◆ 図解 すぐに分かる「働き方改革」(第7回)  
～ 労働時間の状況の把握 ～
- ◆ H31年3月より  
協会けんぽの介護保険料率が変わりました

**図解** **すぐに分かる「働き方改革」(第7回)**  
～ 労働時間の状況の把握 ～

これまでは、厚生労働省で策定された『ガイドライン\*1』によって、労働者の労働時間を適正に把握することが使用者の責務であるとされていました。

平成31年4月1日からは、これに加えて、労働者の健康確保措置\*2を実施する観点から、**労働時間の状況**を把握することが事業主の義務となります。(労働安全衛生法 第66条の8の3)  
今号では、【労働時間の状況の把握】について説明します。

※1)『労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン』(以下同じ)

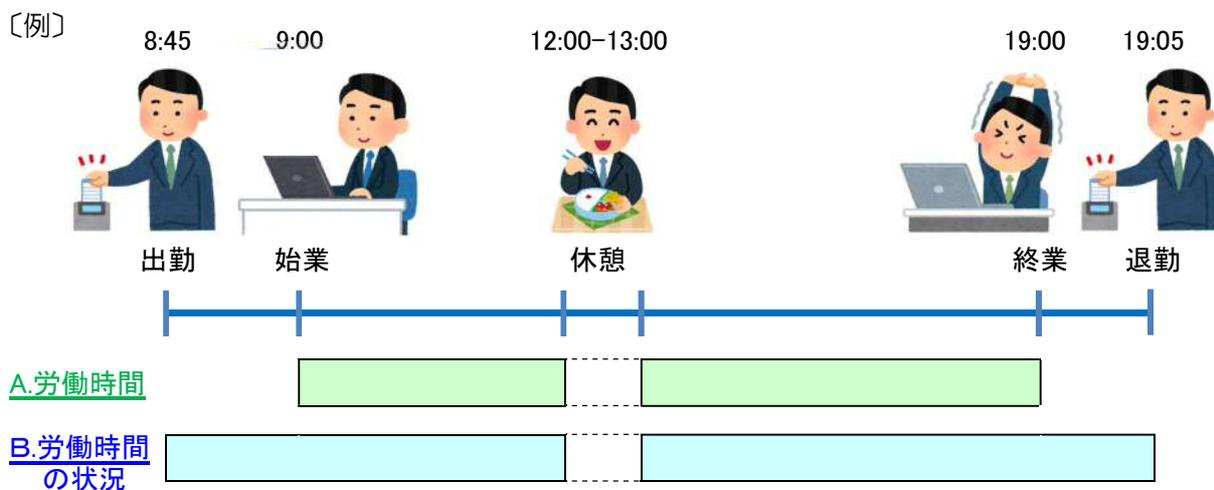
※2) 時間外労働が月80時間を超え疲労の蓄積が認められる労働者等に対する、医師による面接指導

○労働時間の状況の把握

- ・労働時間の状況とは、「労働者がいかなる時間帯にどの程度の時間、労務を提供し得る状況にあったか」ということです。具体的には以下のことを把握してください。

事業主が把握すべき具体的事項

労働者の労働日ごとの「**出退勤時刻**」や「**入退室時刻**」等の記録



これまでは **A.労働時間** を適正に把握する必要がありました。

平成31年4月1日からは、**B.労働時間の状況** を把握することも必要となります。

## ○把握の対象者

### 労働時間の状況を把握すべき対象者

**「全ての労働者」**（但し、高度プロフェッショナル制度の適用者を除く）

【注】次の方も対象者に含まれます。

- a. 事業場外労働のみなし労働時間制の適用者
- b. 裁量労働制の適用者
- c. 管理監督者
- d. 派遣労働者
- e. 短時間労働者
- f. 有期契約労働者
- g. 研究開発業務従事者

a.b.cの方は、厚労省の『ガイドライン』においては適正な労働時間の把握の対象者ではありませんでしたが、H31年4月1日以降は、労働時間の状況の把握が必要となります。

## ○把握の方法

- ・労働時間の状況の把握は、以下の方法で行うことが求められます。自社の状況に合った方法を選択してください。

### 労働時間の状況を把握する方法

《原則》客観的な記録で把握

- ◆タイムカード
- ◆パソコン等の使用時間（ログイン～ログアウトの時間）の記録
- ◆事業者の現認 等

《例外》客観的な方法により把握することが困難な場合

- ◆労働者の自己申告



【注】労働者の自己申告により労働時間の状況を把握する場合は、適切に把握するための措置を講じなければなりません。措置の詳細については、社労士法人あおぞらへお問合せください。

## H31年3月より 協会けんぽの介護保険料率が変わりました

協会けんぽの介護保険料率（40歳以上65歳未満の方）

	H31年2月分まで	H31年3月分から
保険料率	15.70/1000 ⇄	17.30/1000
本人・事業主折半負担額	7.85/1000 ⇄	8.65/1000

- ★ 4月に支給する給与から、保険料控除額が変わります。
- ★ 賞与については、3月1日に支給する分から保険料率が変わります。

《注》健保組合の保険料率は上記とは異なります。各健保組合のHP等でご確認ください。